

苫小牧市告示第 329 号

苫小牧市営住宅等の整備基準について

令和 7 年 8 月 1 日

苫小牧市長 金 澤 俊

苫小牧市営住宅等の基準について（平成 2 5 年苫小牧市告示第 9 0 号）の一部を次のとおり改正する。

新（R7.8.1）	旧（H25.4.1）
1 苫小牧市営住宅等の整備基準に関する条例（平成 2 4 年条例第 3 5 号。以下「条例」という。）条例第 9 条第 2 項の市長が定める措置は、市営住宅が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 2 7 年法律第 5 3 号）第 3 5 条第 1 項第一号の規定に基づく建築物エネルギー消費性能誘導基準（ただし、公営住宅の借上げの場合は同法第 2 条第 1 項第三号の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準、これらにより難しい場合は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 1 1 年法律第 8 1 号）第 3 条の 2 第 1 項の規定に基づく評価方法基準（平成 1 3 年国土交通省告示第 1 3 4 7 号。以下「評価方法基準」という。）第 5 の 5 の 5－1（3）の等級 4 の基準）を満たす措置とする。また、気候風土や高層等により合理的な再生可能エネルギーの活用が困難でやむを得ない場合等を除き、太陽光発電設備の設置（敷地内に設置した太陽光発電設備の活用も含む。）を行う措置とする。	1 苫小牧市営住宅等の整備基準に関する条例（平成 2 4 年条例第 3 5 号。以下「条例」という。）第 9 条第 2 項の市長が定める措置は、住宅が住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 1 1 年法律第 8 1 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく評価方法基準（平成 1 3 年国土交通省告示第 1 3 4 7 号。以下「評価方法基準」という。）第 5 の 5 の 5－1（3）の等級 4 の基準を満たす措置とする。

附 則

この告示は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。